令和８年１０月１日
南　　幌　　町

財政健全化法に基づく南幌町の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）により、町の財政状況を判断するため健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられています。

１　健全化判断比率

財政健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の４つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。この４つの比率がどのような状況かを判断する基準として、「早期健全化基準」（黄信号）、「財政再生基準」（赤信号）が設けられ、基準以上となった場合には財政健全化計画及び財政再生計画を策定しなければなりません。

（１）実質赤字比率

一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率

（２）連結実質赤字比率

全会計（一般会計＋公営企業会計）における実質赤字の標準財政規模に対する比率

（３）実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

（４）将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【令和７年度決算による算定】

	南幌町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	―	１５．０％	２０．０％
連結実質赤字比率	―	２０．０％	３０．０％
実質公債費比率	１２．２％	２５．０％	３５．０％
将来負担比率	１２４．５％	３５０．０％	

①　実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、該当がないため「―」表示となっています。

②　実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字であり実質赤字は生じないため該当ありません。

③　連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字、公営事業会計の資金不足がいずれも生じないため該当ありません。

④　実質公債費比率は、標準財政規模に対する比率であり令和５年度～令和７年度の３か年平均の数値が１８％を超えると起債許可が必要となり、２５％を超えると一部の起債発行が制限されます。

◎　上記のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準及び財政再生基準に達しないため、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

【過去３年間の各比率の比較】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実質赤字比率	―	―	―
連結実質赤字比率	―	―	―
実質公債費比率	１１．７％	１２．４％	１２．２％
将来負担比率	１１１．２％	１２８．３％	１２４．５％

①　前年度と比較して実質公債費比率が減少した理由は、標準税収入額等の増加及び普通交付税額の増加が主な要因です。

②　前年度と比較して将来負担比率が減少した理由は、基金残高等の増加に伴う充当可能財源等の増加及び標準財政規模の増加が主な要因です。

２　資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較することにより指標化し、経営状態の悪化の度合いを示したものです。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので（独立採算の原則)、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、会計別の収支（企業の経営状況）を事前にチェックしています。

【令和７年度決算による算定】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	―	２０．０％
下水道事業会計	―	

①　いずれの会計も資金不足額が生じていないため「―」表示となっています。

◎　上記のとおり、いずれの公営企業会計も資金不足比率は該当していないため、財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定は不要となっています。

総務課財務係
電　話：011-398-7012(内線 221)
ＦＡＸ：011-378-2131
E-mail：zaimu@town.nanporo.hokkaido.jp